

規定類の変更について

組織管理部会 部会長 松尾秀樹

○修正する規定：「支部活動運営部会支出細則」の「別紙 1 補助申請書」

○修正内容：以下のように「別紙 1 補助申請書」の「支部総会開催前にご一読頂きたいこと」の「A【支部総会開催に関する支援額】」を変更する

旧 支部総会補助費として、支部総会開催報告書および出席者名簿の提出により、以下の金額を本部より、支部に対して支援します。以下、終身会員・名誉会員・年功会員・特別会員を「終身会員等」と呼びます。また正会員とは、終身会員、または、支部総会開催の前年、及び当年の支部総会開催迄に明専会会費を納入している会員のことです。

新 支部総会補助費として、支部総会開催報告書および出席者名簿の提出により、以下の金額を本部より、支部に対して支援します。以下、終身会員・名誉会員・年功会員・特別会員を「終身会員等」と呼びます。また正会員とは、終身会員、または、支部総会開催の前年度もしくは当該年度の明専会会費を支部総会までに納入している会員のことです。

○修正理由：修正前の旧文章では、「前年度会費と当年度会費の両方を納めていること」と誤解される可能性がある。正しくは「前年度会費と当年度会費のどちらか一方でも納めていること」であり、このことを明確にするために新文章のように訂正する。

支部総会開催前にご一読頂きたいこと(訂正案)

次ページの支部活動補助費申請書は、「支部活動運営部会支出細則」に基づき、支部から、幹事会、支部総会等を行った際の補助費を本部に申請するものですが、支部総会につきましては、以下をご一読下さい。

A【支部総会開催に関する支援額】

支部総会補助費として、支部総会開催報告書および出席者名簿の提出により、以下の金額を本部より、支部に対して支援します。以下、終身会員・名誉会員・年功会員・特別会員を「終身会員等」と呼びます。また正会員とは、終身会員、または、支部総会開催の前年度もしくは当該年度の明専会会費を支部総会までに納入している会員のことです。

支援額	終身会員等……………	3,000円
	それ以外の学生正会員…	1,500円
	それ以外の正会員……………	1,000円
	正会員でない会員……………	0円(従来の1,000円を廃止します)

ただし、支部がこの支援額を支給されるのは、支部総会参加費を、各会員に対してそれぞれの支援額分だけ安くしている場合に限りです。

B【上記支援は原則として所属支部の支部総会に参加する場合に限りです】

支部や会員が上記支援を受けることができるのは、原則としてその支部に所属している会員に限りませんが、支部長が特に認めた場合(支部間の交流のため等の理由)は、他支部に所属している会員にも適用することができます。

なお、「所属支部」とは、

1. 希望支部の登録がある場合、その希望支部
2. 希望支部の登録が無い場合、現住所がある支部
3. さらに現住所の登録も無い場合、ご郷里住所がある支部
4. さらにご郷里の登録も無い場合、勤務先住所がある支部

であり、終身会員に対しては、支部総会の参加費の補助があるのは原則として所属支部の支部総会に出席する場合に限ること、現在の所属支部、および、所属支部の変更方法について、終身会費を納入して頂いた時点で、連絡済みです。

C【支部総会開催案内に書いて頂きたいこと】

会員に対して支部総会開催案内を出すときに、支部総会参加費に関する特典(所属支部の支部総会に参加する場合、終身会員等は3,000円、それ以外の正会員は1,000円安くなること)の説明をして、支部総会開催前に終身会員になって頂いておくことを強く勧めて下さい。

D【支部総会開催前に、参加予定者リストを本部に送って頂くことについて】

支部総会開催前に、支部総会参加予定者リストを作成し(できればエクセルファイルをお願いします)、メールに添付し本部までお送りください。本部は受け取ってから2営業日のうちに、「終身会員かどうか」、「正会員かどうか」、「所属支部名」を書き込んで支部に、メールで返します。支部総会受付では、このリストを見て、特典を与えて下さい。

E【支部総会当日の受付で、終身会員になることを約束する方がいる場合】

支部総会当日、終身会員になることを約束してくれる人がいれば、支部は、その人の支部総会参加費を3,000円安くし、本部への支部補助費申請にその人の3,000円を含めることができます。ただし、支部補助費申請後1ヵ月の時点で、まだ終身会員になっていない約束者がいた場合、本部よりその人の氏名を支部長にお伝えしますので、支部長は終身会員になることを催促して下さい。

支部総会開催後、2ヵ月以内に、開催報告書、および、参加者リストを添えて、本支部補助費申請書を本部までご提出ください。11月までにご提出頂いた場合は、年内に支援金をお送りしますが、12月以降の場合は、翌年の送金になります。

申請日 年 月 日

一般社団法人明専会 御中

支部活動補助費申請書

明専会

支部

下記の通り支部総会並びに幹事会を行いましたので、補助費を申請致します。

注意: 以下の例記の「□枠内」を修正してください。「該当しない項目の金額は0円」にしてください。

■の部分は自動計算されます。提出の締切は当該年度の11月末です。

I 幹事会

支部総会前の幹事会に対し、2回まで1,500円/人を補助します。

1 開催回		0 回目
2 日時	年 月 日	
3 場所		
4 議題		
5 出席者人数		人
6 申請金額	1,500 円	0 円

II 支部総会

終身会員等3,000円/人、それ以外の学生正会員1,500円/人、それ以外の正会員1,000円/人を補助します(詳しくは前頁参照)。また、新人歓迎会を同時に行う場合は、新人会員3,000円/人も補助します(前述の終身会員・正会員の補助と併用できません)。

1 日時	年 月 日	
2 場所		
3 終身会員等 ※	3,000 円	0 人
それ以外の学生正会員	1,500 円	0 人
それ以外の正会員	1,000 円	0 人
新人会員	3,000 円	0 人
出席者人数		0 人
4 申請金額		0 円

※初回のみ昨年卒可

※ 支部総会の会費が、3,000円より安い場合は、その金額をご記入ください。

III 通信費

1通につき日本郵便株式会社が定める往復郵便はがき料金もしくは、郵便はがき料金と定形郵便料金の最低額相当を補助します。郵便局の領収書をお送りいただきますようお願いいたします。

1 申請金額(領収書記載金額)	0 円
-----------------	-----

IV 学生見学団

出席者に4,000円/人補助します。

1 日時	年 月 日	
2 場所		
3 出席者	4,000 円	0 人
4 学生数(参考)		人
5 申請金額		0 円

V 講演会

年度に1回、30,000円を補助します(支部より講演者にお渡しください)。

1 日時	年 月 日	
2 場所		
3 講演者名		
4 マイナンバー提出	有 ☐ 、無 ☒	
5 申請金額		0 円

※施行まで記載不要

承諾書兼個人番号提供書は、封印して事務局宛お送りいただきますようお願いいたします。

申請額合計

0 円

VI 補助金送付先

1 銀行・支店 名称	銀行 支店
2 口座番号 (郵貯銀行は外部振込用番号)	
3 口座名義人	

附則

- 1 本別紙は平成30年2月10日の理事会決議により、制定、施行する。
- 2 この別紙の改廃は、理事会の承認を得るものとする。
- 3 令和元年5月18日の理事会決議により一部修正。終身会員の会費改正に合わせ、令和元年3月16日より施行する。ただし、前ページEの取り扱いは 令和元年5月1日より施行する。